

年度末・年度初めを迎えるにあたってのお願い

1 歓送迎会、謝恩会、お花見、卒業旅行などの恒例行事は特に注意を!!

資料2

実施する際は、基本的な感染対策を徹底した上で、

- ・ 会食は同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内で
- ・ 会話をする際は、不織布マスクを着用して
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えて
- ・ 他県の方など、普段顔を合わせない方との会食は控えて
- ・ 発熱やのどの違和感など、普段と少しでも違う症状がある場合は参加を控えて
- ・ 混雑した場所、感染リスクが高い場所を避けて

2 進学・就職・転勤などで移動する方へ

- ・ 慣れない移動先では、感染リスクが高い行動は控えて
- ・ 挨拶回りは、オンラインなどを活用

職場における感染対策徹底のお願い

資料3

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」に注意
- ・ 従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底
- ・ 出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用
- ・ 食堂や社員寮などの集団生活の場での感染対策の徹底
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある方、妊娠している方、同居家族にそうした方がいる方への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、感染予防のための配慮
- ・ 感染者や濃厚接触者の多数発生に備えたBCPの作成・点検

資料4

感染拡大防止対策期における 対策について (1月13日～4月10日)

令和4年3月17日

香 川 県

3

1 県民への協力要請① (法第24条第9項)

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
【別添1】(省略)：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請

4

1 県民への協力要請②（法第24条第9項）

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、2時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添2】（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添3】（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

5

2 事業者への協力要請等①（法第24条第9項等）

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添2】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添4】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添5】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添6】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

6

2 事業者への協力要請等②（法第24条第9項等）

- 飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

7

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請

また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添7】：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

8

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

9

イベント等の開催に係る留意事項

資料
5

別添 7

【イベント等の開催制限】

	収容率 ※1	人数上限 ※1
大声なし	100%以内 ※2	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方 (感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は収容定員まで)
大声あり	50%以内 ※3	

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空ける。

【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。【省略】別紙1・参考資料（別紙4）
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なしの5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。【省略】別紙2・参考資料（別紙4）
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。【省略】別紙3